

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、変更・中止となる場合があります。

おしらせ

児童手当の現況届をお忘れなく

児童手当を受けている人は、毎年6月中旬に「現況届」を提出する必要があります。

※6月以降も受給する場合は必ず手続きを行ってください。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送で提出してください。

該当する人には届け出書類を送付しますので、必要事項を記入し、添付書類と併せて同封の返信用封筒で郵送してください。

※公務員は職場で手続きを行ってください。

▽提出期間 6月10日(金)～30日(木) (必着)

▽書類不備の場合 提出した書類に不備などがあつた場合は、修正のため窓口に来てもらうことがあります。

▽提出・問い合わせ 子育て支援係 (☎223局3537)

マイナンバーカード休日窓口

平日、マイナンバーカードの受け取りや申請ができない人のために次の日程で休日窓口を開設します。マイナンバーカードがあればコンビニエンスストアで証明書を取得できます。

▽とき 6月14日(日)、7月12日(日)・

午前8時30分～正午

▽ところ 住民課窓口

▽持ってくるもの

【申請】 申請書(ない場合は役場で交付)、申請書貼付写真(写真がない場合は、申請時に無料で撮影)、印かん、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

【受け取り】 交付通知書、印かん、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

※本人確認書類は、公的機関が発



マイナンバー

行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写真がないものは2点必要です。※受け付けは本人のみです。

※住民票などの証明書の発行は行いません。

▽問い合わせ 住民係 (☎223局3531)

助け合いのしるし

「ヘルプマーク」を配布します



ヘルプマークとは、内部障がいや難病、認知症など、外見から分からなくても手助けや配慮が必要な人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。ヘルプマークを見かけたら車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

▽配布対象 障がいがある人、高齢者、妊産婦など配慮が必要な人

▽配布場所 福祉課窓口

▽配布方法 ヘルプマーク申込書



3つの給付金の申請書を送付しました

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている世帯に対して支援を行うため、3つの給付金の申請書を、5月18日(木)に町内の全世帯(世帯主)に送付しました。手元に届いているか確認してください。

①特別定額給付金 (10万円/1人)

②芦屋町緊急生活支援給付金 (2万円/1人)

③芦屋町上下水道料金支援給付金 (1万5千円/世帯)

給付金の対象者や給付金額、申請方法は、申請書に同封のチラシをご覧ください。また、感染症拡大防止のため、申請はできるだけ郵送でお願いします。

※オンラインで国の給付金①を申請した人は、別途町の給付金②③の申請が必要です。

▷問い合わせ 特別定額給付金担当 (☎223局3700)

福岡県だより 臨時号発行

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人への支援情報を掲載した「福岡県だより臨時号」が5月22日に発行され、新聞(西日本、読売、毎日、朝日、日経、産経)に折り込まれました。

芦屋町でも、下記の場所に設置しています。

▷ところ 役場・中央公民館・芦屋東公民館・山鹿公民館

※6月1日(日)以降に県内のローソンにも設置される予定です。

▷問い合わせ 福岡県県民情報広報課 (☎<092>643局3102)

を提出後、その場で渡します

※申込書は福祉課窓口または、芦屋町のホームページから入手できます。

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎223局3530)

認知症予防教室の参加者を募集

認知症は誰もがなり得る身近なもので、症状が出る前から取り組むことが大切です。

教室では、頭と体を同時に使った複合運動(コグニサイズ)で脳の活動を活発にする方法を学び、自宅でも継続できる運動で、認知症を予防します。



▽とき 7月8日・15日・22日の毎週水曜日(全3回)・午前10時～11時30分

▽ところ 中央公民館2階会議室

▽対象 65歳以上の介護認定を保持しない人

▽定員 20人

▽参加費 無料

▽申し込み 6月30日(木)までに高

齢者支援係 (☎223局3536)へ

人権生活相談をご利用ください

毎月2回の定例相談を各公民館

または役場で行っていましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、当面は電話で相談に応じます。

▽相談内容 人権に関することや生活・就職・進学相談など

▽受付時間 午前9時～午後5時

※直接相談員に連絡してください。

◎橋本相談員(幸町8番18号 ☎223局3203)

◎土肥相談員(高浜町21番18号 ☎222局0044)

無料法律相談

▽とき 6月16日(木)・午後1時30分

▽ところ 役場4階会議室

▽定員 7人(先着順)

▽受け付け 6月4日(木)から、庶務係(☎223局3572)へ

※相談時間は1人約20分です。

※遅れるときや相談の取り消しをするときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じて、契約書などの関係書類(写しでも可)を持参してください。

税務課からのお知らせ

令和2年度住民税納税通知書を発送します

6月11日(金)に住民税納税通知書を発送する予定です。住民税は、6月、8月、10月、翌年1月の4回にわけて納付することになります。

▷納付書による納付期限

6月・・・6月30日(金)

8月・・・8月31日(金)

10月・・・11月2日(金)

翌年1月・・・翌年2月1日(金)

※口座振替による納付期限は、各納付月の25日(土日祝の場合は、翌銀行営業日)です。口座の残高に注意してください。

▷問い合わせ 課税係 (☎223局3534)

納税係 (☎223局3535)

よろしく
お願いします



新型コロナウイルスの影響による町税の徴収猶予の特例制度

制度概要

- 新型コロナウイルスの影響により収入に相当の減少があった人は、1年間、町税の徴収の猶予を受けることができます。
 - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- ※猶予期間内の途中で納付や分納納付など、状況に応じて計画的に納付することも可能です。

【対象となる人】

次の①②のいずれも満たす納税義務者・特別徴収義務者

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)に、収入が前年同期に比べおおむね20%以上減少していること
- ②一時に納税を行うことが困難であること

【対象となる税】

- 令和2年2月1日～3年1月31日に納期限が到来する町税が対象です。
- これらのうち、すでに納期限が過ぎている未納の町税も、さかのぼってこの特例を利用することができます。

【申請手続きなど】

- 令和2年6月30日、または納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに、税務課への申請が必要です。
- 申請書のほかに、収入や現預金の状況が分かる資料の提出が必要ですが、提出がむずかしい場合は相談してください。

▷問い合わせ 納税係 (☎223局3535)

広告

宝くじ公式サイトで
宝くじを購入できる
ようになりました!

宝くじ公式サイトはコチラから



お得な特典、便利なサービスいろいろ! 宝くじ公式サイト会員登録ステップ

STEP1

「宝くじ公式サイト」を検索!
メールアドレスの登録
(仮登録)

「宝くじ公式サイト」を検索して、
宝くじ公式サイトの新規会員登録ページで
メールアドレスを
登録(仮登録)します。

STEP2 会員情報の入力(会員登録)

- ① 入力いただいたメールアドレス宛に、
メールが届きます。
- ② メールに記載されている
会員登録用のURLをクリックします。
- ③ 画面に従って、氏名や生年月日等の情報を
入力いただくと新規会員登録が完了します。

宝くじ売り場でポイントをためる/つかうための手続きは以上で完了

宝くじ公式サイトでのネット購入をご利用の方は、
引き続き次のSTEP3の手続きをお願いします。

STEP3 決済情報の入力

ネット購入をご利用される方は、
宝くじを購入するための
「クレジットカード情報」および
当せん金のお受け取りに利用する
「口座情報」をご登録ください。

以上で、カンタン・便利な宝くじの
「ネット購入」がご利用
いただけるようになります!

本件に関する
お問い合わせ先

宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)
受付時間 10:30～18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く) ※電話番号を十分ご確認ください。おかけ間違いのないようお願いいたします。

広告

芦屋歴史紀行

その二百八十九

流行り病と疫神社

コロナ禍で大変な時期です。日常の風景、社会構成すら変わっていくこととなるかもしれません。幸い現代の医学の発達は、病原体を正しく特定し、対処法を導き出せるようになってきました。このうちは、一刻も早い現代医学による新薬や有効なワクチンの開発が待たれるところです。

しかし、医療の発達してなかった古代においては、病気は目に見えないものによってもたらされると信じられていました。特に流行り病、治療不可能な重症は物の怪、怨霊、悪鬼によるものと考えられてきました。遣唐使などによる積極的中華文明の受容は、中国土着の迷信をも日本にもたらしました。中国の疫鬼の概念が平安貴族社会に広く浸透し、疫病はそれをもたらす鬼神によるものとの考え方が生まれました。やがて庶民の素朴な病魔への畏怖と結びつき、疫病神、疫神といった存在が病気をもたらすという民間信仰に至ったと考えられています。『続日本紀』には宝亀4(773)年に疫神を諸国に祀らせたことが



△疫神社の鳥居

記録されています。日本では平安時代から、疫病を祓うための祭祀や宗教儀式が朝廷によって行われてきました。また儀礼的なもの以外にも疫病除けのために、素戔嗚尊や牛頭天王、鍾馗、角大師などの姿や名を木版刷りして護符(守り札)とする信仰や俗信があり、疫神を避けるものとされてきました。素戔嗚尊や牛頭天王はもともと疫病をもたらす存在とされていましたが、逆に疫病から身を護る際に祈願をかける存在ともなりました。現在も日本各地で行われる祇園祭も疫病の鎮まりを願うもので、祭神は素戔嗚尊です。また学問の神として名高い菅原道真も失意のうちに没した後、天満大自在天神という神格で祀られ、つづいて怨霊として疫病を流行らせた神格と信じられていました。

芦屋町山鹿の雁木地区には築山



△疫神社の鳥居の神額

天満宮があり天神様(菅原道真)を祀っています。大宰府に左遷される途中で港町芦屋に立ち寄ったとき、江戸時代に宮が勧進されました。その宮の真裏に疫神社が所在します。創建は不明ですが、鳥居には大正8(1919)年の年号が刻まれています。今から約100年前、たとえば人類が遭遇した最初のインフルエンザによるパンデミック(大流行)、スペイン風邪の年です。日本の内地の全人口約5600万人で死者は約45万人、全世界での最終的死者数は約4千万人から5千万人と推定されています。電子顕微鏡もなかった当時の医学では菌が立たず、マスクの奨励と隔離政策しか取りようはありませんでした。疫病神を奉ることで災いから地域を守るうとした郷土の先輩方の思いが身近に感じられます。

コロナ禍の一刻も早い終息を祈念して。

(芦屋歴史の里)

編集後記

▼30秒の手洗いが推奨され、私も毎回30秒以上かけてよく手を洗うようになりました。初めのころは指の間や親指の付け根、手首まで洗って流すとすると、数十秒のことでも時間がかかって大変だなあと思うことも。しっかり洗うためには、ハッピーバースデーの歌を2回歌ったらいというので、歌いながらやってみたら、最後の洗い流す前に歌が終わる時間が足りませんでした。自分以外の人が手を洗っている場面を目にすることがないので、皆さんはどうやって30秒以上を認識しながら手を洗っているのだろうか。と常々気になっていたのですが、波多野町長に「30秒手洗いをされていますか」と直撃インタビューしてみました。「数えていないけど、石けんを泡立てて手のひら、甲、指の順番に洗っていったらそれなりの時間がかかるから30秒は洗っていると思います」との回答。疑っていたわけではありませんが、ちゃんと洗っている人の答えをいただき安心しました。ちなみに、町長は職場や自宅で自分が使ったコーヒーマップなどは自分で洗っているようです。ウィークライフ・バランス(本号8ページ参照)が自然に保たれているのかもしれない。(緻守)